

令和3年度

# ふくい市民活動基金助成 応募要領



募集期間 令和3年2月 2日（火）  
～ 3月10日（水）17時必着

対象団体 非営利公益市民活動団体 ※詳細は別記

助成コース（コース名／助成割合／助成上限）※詳細は別記

●チャレンジコース 100% 10万円

●自由提案コース 80% 20万円

●協働提案コース 100% 40万円

福井市市民生活部 市民協働・ボランティア推進課  
福井市非営利公益市民活動促進助成事業

# 助成要件及び対象団体について

## 1 助成の枠組

	チャレンジコース	自由提案コース	協働提案コース
趣旨	市民活動団体の柔軟、機動的かつ先駆的な取組で、特に小規模事業のスタートアップや学生の取組を支援します。	市民活動団体の柔軟、機動的かつ先駆的な取組を支援し、非営利公益市民活動を促進します。	市民活動団体と市の協働による取組を支援し、協働事業を創出します。
対象事業	新規事業 既存事業の拡充	新規事業 既存事業の拡充	第7次福井市総合計画の各施策（7頁）を推進し、市と協働して取り組む事業
	（共通）・主たる効果が市内で生じる ・市の施策の方針に反しない ・国、地方公共団体の財政的支援を受けない ・助成金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末までに完了する		
助成金額	助成対象経費×100% 上限 10万円	助成対象経費×80% 上限 20万円	助成対象経費×100% 上限 40万円
助成回数	上限 1回 ※同一団体が行う同一又は同一とみなされる事業（事業の手法を変更せず、実施回数や会場のみを変更した場合など）に対する助成回数の上限	上限 3回	上限 1回
数	4件程度	3件程度	3件程度
審査方法	書類審査 ※審査内容などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。 ※審査過程で、内容への質問をすることがあります。	予備審査（書類） 本審査（公開プレゼン）	担当所属との企画案協議 予備審査（書類） 本審査（公開プレゼン）

## 2 共通事項

### (1) 対象団体 次の全てに該当する団体であること

- ・非営利公益市民活動団体であること（NPO法人、市民活動・ボランティア団体）
- ・市内（学生を主体とする団体にあつては県内）に主たる事務所等を有すること
- ・市税の滞納がないこと
- ・過去5年間に虚偽の申告、不正の事実等による処分を受けていないこと
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

### (2) 複数の申請について

同一年度の募集に対して、1団体が申請できる事業は1つのみです。

### (3) 第7次福井市総合計画について

第7次福井市総合計画の詳細は、福井市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.fukui.lg.jp/sisei/plan/plan/p015748.html>

第7次福井市総合計画  
はこちら



第7次福井市総合計画

検索

### (4) 福井市市民協働・ボランティア推進課への協力について

助成団体に対しては、本市の協働事業へのご協力をお願いすることがあります。

（本助成事業や基金のPR、職員研修、「みんなの活動パネル展」への出展等）

## 助成スケジュールについて

### 1 スケジュール

- 令和3年 2月 2日(火) 募集開始
- ↓
- 募 集**
- 3月10日(水) 募集締切  
中旬予定 担当課との企画案協議※協働提案コースのみ
- 3月20日(土) 予備審査(本審査に進む事業を決定します)
- 4月24日(土) 本審査(公開プレゼンテーション)※チャレンジコース除く
- 5月(上旬予定) 交付決定
- ↓
- 事業実施**
- 10月末 中間報告書の提出 ※9月末時点で未完了事業のみ
- 令和4年 2月28日(日) 事業完了  
実績報告書の提出(事業完了後速やかに)
- 3月(中旬予定) 成果発表会

### 2 注意事項

- ・協働提案コースの申請者は、企画案協議が必要です。
- ・協働、自由提案コースの申請者は、公開プレゼンテーション及び成果発表会への出席が必要です。
- ・余裕を持ったスケジュールで実施し、必ず2月末までに事業を完了してください。

## 提出書類について

- 1 提出期限 令和3年3月10日(水) 17時必着
- 2 提出先 福井市市民生活部 市民協働・ボランティア推進課  
(福井市中央1丁目2-1 ハピリン4階 福井市総合ボランティアセンター内)
- 3 提出方法 窓口提出、郵送またはメール
- 4 提出物 下記の書類を全て提出してください。
  - ・助成金交付申請書(様式第1号)
  - ・団体概要書(様式第2号)  
(添付書類 各1部)
    - ①団体の会則など(会則のない団体は事前にご相談ください)
    - ②団体役員等の名簿
    - ③法人の場合には登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
    - ④団体の年間活動と予算規模が分かる事業報告書、決算書等
    - ⑤その他、活動状況や事業説明に要する新聞記事、写真等
  - ・実施計画書(様式第3号)
  - ・収支予算書(様式第4号)

※各様式は、福井市市民協働・ボランティア推進課のホームページ及び福井市ボランティアネットからダウンロードできます。

<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/mati/kikin/r03bosyu.html>

※提出書類は、審査で使用するほかホームページ等で公開することがあります。

※申請書類は返却いたしません。書類は全てコピーし、お手元に保管してください。

福井市HPは  
こちら



ふくい市民活動基金 助成

検索

# 助成対象経費について

## 1 助成対象経費の一覧

科目	対象経費の例	対象とならない経費の例
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体会員以外への謝礼（講師、司会者、出演者、アルバイト等）※謝礼には、謝金に代わる物品（菓子折り等）を含む</li> <li>・調査、研究、団体会員が助成事業に従事した時間等に係る報償費等（本人が業務日誌に記載した時間に限り、福井市会計年度任用職員に関する取扱い要綱の定める賃金単価を上限とする）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体会員を対象とした研修講師への謝礼</li> <li>・社会通念上の儀礼に係る経費（手土産、花束等）</li> <li>・経常経費と区別できないもの</li> <li>・日報等で裏付けできないもの</li> </ul>
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の交通費（電車代、バス代）</li> <li>・講師の宿泊代</li> <li>・外部スタッフ及び団体会員の交通費（団体の旅費規程がない場合は、本市の旅費規程に則る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者の交通費</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会報の作成費</li> </ul>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防のための物品の購入費（マスク、消毒液等）</li> <li>・機材や資材の購入費（コピー用紙、ゴミ袋、塗料等）</li> <li>・コピー料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私物と区別できないもの</li> <li>・寄付を目的としたもの</li> <li>・参加者への記念品、参加賞等</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等送料（ハガキ、切手代、宅配便等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話代（プリペイド式携帯電話を含む）</li> <li>・インターネット接続料</li> </ul>
保険料	助成対象事業に係る保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事保険</li> <li>・団体会員以外のボランティア活動保険（ボランティアスタッフ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の年間活動に対する保険（NPO活動総合保険等）</li> <li>・団体会員自身の活動保険</li> </ul>
委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な技術、資格、知識を必要とする委託料（ステージの電気設備設営等）</li> </ul>	団体が直接実施することができるもの
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用料</li> <li>・外部スタッフや団体会員の駐車料金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の駐車料金</li> </ul>
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告費</li> <li>・事業実施に要する水道光熱費及び燃料費（経常的な経費と区別できるものに限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食費（講師飲食代含む）</li> <li>・備品（事業実施上、購入がやむを得ないと認められる場合には5万円以内で認める）</li> <li>・経常経費と区別できないもの</li> <li>・金融機関への振込手数料</li> </ul>

## 2 注意事項

- ・団体の運営や日常活動にかかる経費は対象となりません。
- ・交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。決定日前に着手が認められた事業については、本助成の対象外となります。
- ・上記の助成対象経費に該当するか、慎重に確認して支出してください。ご不明な点は、福井市市民協働・ボランティア推進課までお問い合わせください。
- ・助成対象経費に該当する支払証拠書類（領収書、日報等の帳簿その他）は、他の事業に関する資料と区別して5年間保存してください。

## 審査について

### 1 審査基準の一覧

項目	視点
公益性	・ 趣味的、互助的な活動でない ・ 社会的に広く認知された課題の解決を目的としている
市民活動の特性	・ 行政と異なる視点が活かされている ・ 申請者の専門性やネットワークが活かされている
開放性	・ 事業対象や会場が市民に開かれている ・ 他の団体や市民と連携している
自立性 継続性	・ 将来にわたり自立的な事業運営を企図している ・ 助成金以外の事業収入がある
客観性 実現性	・ 事業内容や予算が客観的かつ現実的である ・ 目的に対して適切な事業規模、予算規模である
ボランティアとの関連性	・ ボランティアと積極的に参加を求めている ・ 今後のボランティア活動の活性化が期待できる
協働性	・ 市と適切に役割分担している ・ 市と協働することでメリットが生じている

### 2 審査員

- ・ 審査は、公募市民、市民活動団体関係者、事業者、学識経験者など計10名で構成する福井市市民協働推進委員会が行います。
- ・ 市は、委員会による審査意見に基づき助成対象事業及び助成金額を決定します。

### 3 審査の方法

- ・ チャレンジコースは、書類により審査します。（公開プレゼンテーションを行いません）
- ・ 自由提案コース及び協働提案コースは、予備審査を書類、本審査を公開プレゼンテーションにより行います。申請者は、公開プレゼンテーションに出席してください。
- ・ 提出された申請書類について、審査過程で内容への質問をすることがあります。

## 交付決定後について

### 1 事業の着手

交付決定日以後に事業着手（広報・参加者募集・物品の発注等）してください。

決定日前に着手が認められた事業については、交付決定を取り消されます。ただし、申請のための事業の企画・立案・内部会議等については、着手として扱いませんが、これに係る経費は助成対象外経費とします。

協働提案コースの事業は、助成決定後に担当所属の担当者に連絡をとり、スケジュールや実施方法など、今後の進め方を打合せしてください。

### 2 事業内容の変更

助成金の交付決定後に事業内容や経費の配分を変更する場合は、軽微な変更を除き、事前に助成金交付変更申請書（様式第7号）を提出して承認を得てください。

ただし、助成金の増額はできません。

### 3 交付の辞退

助成金の交付決定後に助成事業を中止する等、助成金の交付を辞退する場合は、速やかに助成金交付辞退届出書（様式第9号）を提出してください。

### 4 概算払

助成金は、交付決定額の50%の範囲内で概算払ができます。希望する団体は、助成金交付概算払請求書（様式第16号）により請求してください。

### 5 実績報告

助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第10号）に次の関係書類を添えて、速やかに提出してください。

- (1) 実施報告書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 助成対象経費に該当する領収書、帳簿、その他収支に係る書類等の写し
- (4) その他事業の内容及び成果を表す書類（当日の写真、広告物等）

### 6 中間報告

9月末日時点で事業が完了していない場合は、10月末日までに中間報告書（様式第13号）を提出してください。

### 7 成果発表会

助成を受けた団体には、助成金を受け実施した事業の成果を広くPRすることを目的として、公開の場で事業の成果を発表していただきます。団体活動の周知や活動への参加を呼びかける機会にもなりますので、この場をぜひご活用ください。

### 8 交付の取り消し、助成金額の返還

次のような場合は、助成金交付決定の取り消しまたは交付決定額を減額し、すでに交付した助成金がある場合、その全部または一部を返還していただきます。

- (1) 交付決定日前の事業着手が認められたとき。
- (2) 虚偽や不正な行為で助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 事業の全部又は一部ができなくなったとき。
- (4) 市長が不相当と認めたとき。

### 9 その他

助成事業を実施するときには、チラシ等に右の画像を掲載してください。助成決定後に画像データをお渡しします。



## 助成金額の確定について

事業実施後に提出された実績報告書等の書類を審査し、助成金額を確定します。

金額の確定後、助成金交付請求書（様式第15号）を提出してください。助成金を交付（概算払を受けている場合には、差し引いた額を交付）いたします。

確定される金額は、「交付決定額」または「助成対象経費総額×補助率」のうち、いずれか低い方となります。

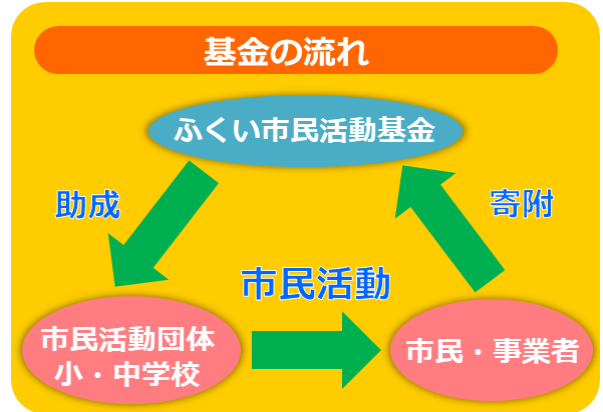
第七次福井市総合計画 体系一覧 「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」

分野	政策	No.	施策	分野	政策	No.	施策
[01] 快適に暮らすまち	[政策1] まちなかの充実した都市機能により多様な人が集まるまちをつくる	1	まちなかの資源を活かした魅力と風格ある京都の顔をつくる	[03] 活き活きと働くまち	[政策8] 若者が希望を持てる農林水産業のまちをつくる	25	安全で安心な消費生活を支える
		2	にぎわいのある空間を創出しまちなかの活性化を図る			26	交通安全対策を推進する
		3	北陸新幹線の整備を進める			27	稲作の強化と園芸の推進により農業経営の複合化を図る
		4	地域の特色と資源を活かした個性豊かな地域をつくる			28	伐って守る林業とつくり育てる水産業を振興する
		5	地域の生活を支える利便性の高い交通システムを構築する			29	農産物のブランド化と需要を拡大する
	[政策2] 地域の特色を活かし魅力的で活き活きのあるまちをつくる	6	快適な市民の憩いの場をつくる		30	農山漁村の生活環境を守る	
		7	[政策3] 強靱な社会基盤と安全で快適な生活環境を整ったまちをつくる		31	地域の商工業を振興する	
		8	生活排水を適切に処理し良好な水環境を維持する		32	創業の促進と事業継承の円滑化を支援する	
		9	安全で安心なおいしい水と都市ガスを安定供給する		33	福井で働くことを応援する	
		10	女性が輝く社会の実現を図る		34	文化や自然を活かした観光資源を磨き上げ発信する	
[02] 住みよいまち	[政策4] 市民が自らの役割と責任を担い誰もが尊重され活躍できる住みよいまちをつくる	11	多文化共生の地域づくりと国際交流を推進する	35	観光を通してイメージアップを推進する		
		12	力を出し合いみんまで担う協働のまちづくりを進める	36	おもてなしの充実を図る		
		13	住民が主体となったまちづくりを進める	37	市民の誇りとなる文化芸術を振興する		
		14	生涯にわたる健康づくりを支援する	38	歴史や文化遺産を保存・継承し活用する		
		15	子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくる	39	自然科学教育で子どもの夢を育てる		
	[政策5] すべての市民が健康で生きがいをもち安心して暮らせるまちをつくる	16	高齢者が生涯にわたって社会参加でき安心して暮らせる環境をつくる	40	子どもの生きき力を伸ばす学校教育を充実する		
		17	障がいのある人が地域で安心して生活できるような支援する	41	子どもの健康増進を図る		
		18	生活困窮者の自立を支援する	42	子どもの健全な育成を図る		
		19	良好な生活環境や水とみどり豊かな都市環境を守り育てる	43	学びの場として学校環境を整備する		
		20	環境負荷低減の取組を推進する	44	市民の生涯学習を支援する		
[政策6] 環境にやさしい持続可能なまちをつくる	21	環境について考え行動できる人づくりを進める	45	市民の生涯スポーツを支援する			
	22	地域の防災力を高める	46	時代の変化に対応できる組織体制を構築する			
	23	火災等から人命と財産を守る	47	市民ニーズを捉えた満足度の高い行政サービスを提供する			
	24	地域における防犯力を向上する	48	効果的で持続可能な行政運営を行う			
	総合計画を推進するために			総合計画を推進するために			

## 福井市非営利公益市民活動促進助成事業（ふくい市民活動基金助成）について

この事業は、福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例（平成16年福井市条例第2号）に基づき、非営利公益市民活動の促進を通じて豊かな地域社会をつくることを目的として、市民活動団体が取組む公益的な事業を支援するために実施しています。

この事業の財源である福井市非営利公益市民活動促進基金（ふくい市民活動基金）は、市民や事業者の皆様から頂いた寄附金等を積み立てて運用しています。



## 令和元年度にふくい市民活動基金へご寄附いただいた皆様

株式会社アイビックス	株式会社協和パッキン商会	大和リース株式会社 福井営業所	福井信用金庫
株式会社アイル保険センター	樹林株式会社	株式会社竹中工務店 福井営業所	福井ツバメ商事株式会社
暁産業株式会社	銀扇福井株式会社	ちきゅう未来株式会社	株式会社平和堂
株式会社旭エレクトロン商会	医療法人 健康会	有限会社坪川自動車	株式会社ホクシン
有限会社朝日室内工業	合同電機株式会社	株式会社デルタコンサルタント	株式会社北陸環境科学研究所
アサヒテクノフォート株式会社	酒井電機株式会社	株式会社ナイガイ	株式会社ホーコーズ
株式会社アスワ村田製作所	さわやかライフ白洋舎	ナガイ造園有限会社	松井策建設株式会社
株式会社安部書店	株式会社サンワコン	中野建設株式会社	丸一調査設計株式会社
荒川レース工業株式会社	株式会社ジェスクホリウチ 福井支店	株式会社ニシデ・コンストラクション	株式会社マルキヤ宣伝社
井上金庫販売株式会社	自治労福井市職員労働組合	日本管財株式会社	株式会社マルツ電波
イワイ株式会社	ジビル調査設計株式会社	日本システムバンク株式会社	株式会社丸和
有限会社上田産業	医療法人秀峰会 本多レディースクリニック	日本ミール株式会社	三谷設備株式会社
株式会社ウォーターエージェンシー	伸海エンジニアリング株式会社 福井支店	NEO證誠プロジェクト	株式会社南谷金物
えちぜん鉄道株式会社	有限会社新星設備	株式会社野村塗装店	みのる産業株式会社
有限会社オタ広告社	新富産業株式会社	畑 みゆき	村中建設株式会社
上屋敷工業株式会社	株式会社新内	福井環境事業株式会社	株式会社山崎塗装店
加畑 雄大	スキット株式会社	福井県環境保全協業組合	株式会社山本タイヤ商会
勸和工業株式会社	株式会社センボー建築事務所	福井県基準寝具株式会社	有限会社吉本重建
株式会社キッチンプラント	株式会社ソルベックス	一般社団法人福井市医師会	鷲田建設株式会社
有限会社木村工機	株式会社第一コンサル	福井市古紙等リサイクル協同組合	株式会社渡辺
有限会社京新自動車	第一デンタル株式会社	株式会社福井市緑化木センター	(50音順)

## 福井市 市民生活部 市民協働・ボランティア推進課

〒910-0006 福井市中央1丁目2-1 ハピリン4階  
福井市総合ボランティアセンター内

電話:0776-20-5107 FAX:0776-20-5168

E-mail:volunteer@city.fukui.lg.jp

HP: <http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/mati/kikin/r03bosyu.html>

開所時間:【火～金】9:00～21:00 【土・日】9:00～17:00

休 所 日:月曜・祝日(土・日を除く)

お問合せ  
申 込 先



ふくい市民活動基金 助成

検索